

# In the Spotlight

## IFRS 新基準の業種別影響分析 —海運業

March 2016

### IFRS第16号「リース」

新たなリースの会計基準は、主に借手のリース取引の会計処理に根本的な変更をもたらし、さらに事業上も重要な影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。

ほぼすべてのリースで、財政状態計算書において使用権資産および金融負債が認識され、損益計算書においてはリースの前半により多くの費用が認識されます。

これらに関連して、主要な会計指標にも変化が生じ、当該変化の影響を投資家に説明するための明瞭なコミュニケーションが必要となります。

#### IFRS 第 16 号は海運業にとってなぜ重要か

海運業界で広く用いられている裸用船契約、定期用船契約、その他の契約が、通常、リースの定義を満たすことを考慮すると、海運業は新基準によって最も影響を受ける業種の1つと考えられます。リースの資産化に関して PwC が 2015 年に世界的に行った調査によれば、運輸およびインフラ業者における負債および EBITDA の増加率は、それぞれ 24% および 20% (いずれも統計上の中央値) であることが示されました。

新基準は貸手の会計処理を実質的に変更していませんが、海運業の顧客基盤である用船主(借手)に重大な影響を与えます。従来、大部分の用船契約はオペレーティング・リースとして取り扱われ、そのため用船主の財政状態計算書への影響はありませんでした。用船料は、通常、リース期間にわたり定額法で損益計算書に認識され、その全体がオペレーティング・リースとして分類されていました。新たなリース基準では、このような契約は財政状態計算書に認識され、損益計算書で認識される金額を営業費用(減価償却費)と財務費用に配分する必要があります。そのため、新たな基準が用船主の財務報告に与える影響は重大であり、新規契約を交渉する際の用船主の行動の変化につながる可能性があります。同様に、船主(貸手)の事業にも影響を与えることとなります。

#### IFRS 第 16 号の概要およびその影響

PwC が発行している [In depth INT 2016-01「IFRS第16号—リース会計の新時代」](#)では、新基準に関する包括的な分析を行っています。本資料では当該分析を踏まえて、適用上の主な課題や、移行に備えて経営者が留意すべきポイントを含む、新基準の概要を紹介しています。

新基準の適用は 2019 年からとなりますが、幅広いデータの収集が必要となることや、多くの企業ではそのための新たなプロセスの整備が必要となることを考慮すると、多くの企業では今から準備を開始すべきと考えられます。

## 1ページで見るIFRS第16号

発効日は	新たなリースの基準であるIFRS第16号は、2019年から適用されます。既存のリースにも適用されますが、移行にあたりいくつかの救済措置が存在します。早期適用は認められます。
基準の適用範囲は	IFRS第16号は、すべてのリースに適用されます。ただし、例外として非再生資源の探査のための権利、ライセンス契約のもとで保有する権利、生物資産のリースやサービス委譲契約は除かれます。 貸手では、知的財産のリースはIFRS第16号の範囲から除かれます。借手は、ライセンス契約のもとで保有する特定の権利に対してIFRS第16号を適用することを要求されません。
免除規定はあるか	「短期リース」および「少額資産のリース」に関する認識および測定の特例が、会計方針の選択として認められます。ただし、当該免除規定は借手のみが利用可能です。
リースの定義は	リースとは、資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約（または契約の一部）をいいます。 契約は、その履行が「特定された資産」に依存しており、特定された資産の「使用を支配する権利」を使用期間にわたり移転する場合にリースを含みます。 各「リース構成部分」は、別個に、識別し、会計処理する必要があります。
特定された資産とは	資産は、明示的に特定される場合も黙示的に特定される場合もあります。供給者が資産を入れ替える実質的な権利を有している場合には、契約は特定された資産に依存していません。
資産の使用を支配する権利とは	顧客は、資産の使用による「経済的便益のほとんどすべて」を得る権利を有しており、資産の「使用を指図する権利」を有している場合（すなわち、資産の使用目的および使用目的を決定する権利を有する場合）に、特定された資産の使用を支配する権利を有しています。
契約はどのような場合に別個のリース構成部分に分割されるか	資産を使用する権利は、借手が資産単独で（または容易に利用可能な他の資源との組み合わせにより）便益を受けることができ、資産が契約に含まれる他の原資産に高度に依存も相互関連もしていない場合に、別個のリース構成部分となります。
財政状態計算書で何が認識されるか	「借手」は、ほぼすべてのリースを（「使用権資産」および「リース負債」として）財政状態計算書で認識します。 「貸手」は、引き続きファイナンス・リース（リース債権を認識）とオペレーティング・リース（原資産の認識を継続）を区分します。
借手のリース負債の当初測定はどのように行われるか	借手は、以下を認識します。 <ul style="list-style-type: none"><li>リース負債を、将来のリース料総額の現在価値で</li><li>使用権資産を、リース負債と同額に、当初直接コストおよび原状回復費用等を加えた金額で</li></ul>
借手の損益計算書で何が認識されるか	借手は、以下を認識します。 <ul style="list-style-type: none"><li>リース負債に係る利息</li><li>使用権資産に係る減価償却費</li></ul> 変動リース料でリース負債に含まれていないものは、義務が生じた期間に認識します。
貸手の会計処理への影響はあるか	IFRS第16号は、貸手の会計処理については変更を行っていません。

## 海運業に関連する主なポイント

質問: どのような種類の契約が、新たなリースの定義に該当する可能性がありますか。

回答: 新基準では、海運業における契約は、以下のように取り扱われる可能性があります。

- **裸用船契約**は、一般的に、契約の下で用船主が船舶の使用を支配するため、リースの新たな定義を満たします。
- **定期用船契約**および**プール契約**は、リース(すなわち、船舶を使用する権利)とサービス構成部分(すなわち、船主による船舶の稼働と保守)の両方を含む可能性があります。借手は、リースからサービス構成部分を区分しないことを、リース資産の種類ごとに、選択し、区分しないかわりに契約全体をひとつのリースとして会計処理することを選択できます。
- **航海用船契約**は、通常、用船主が船舶の使用(すなわち船舶の使用目的)を指図する権利を有していないため、リースの新たな定義を満たさないでしょう。
- 同様に、**海上運送契約**は、特定された資産の使用ではなく、サービスの提供に関する契約であるため、リースの定義を満たさないでしょう。

質問: どのようなことで「資産の使用を支配する権利」を疎明できる可能性がありますか。

回答: 船舶の「使用を支配する権利」は、用船主による独占的使用によって疎明できる可能性があります。用船主は、防衛的権利が存在する場合であっても、船荷を輸送するか否か、どの船荷を輸送するか、船舶の使用期間中にどの港にいつ立ち寄るかなどを決定することができます。

さらに、用船主が船舶の独占的使用権を有しておらず、用船主の船荷が船舶のほぼすべての収容容積を占めており、そのために他の当事者が船舶から経済的便益を得ることができない場合でも、船舶の「使用を支配する権利」を疎明することができます。これらの場合に、用船主が船舶の「使用を支配する権利」を有していると結論付けるためには、用船主は船舶の使用目的および使用目的を決定する能力も有していなければなりません。

質問: リース負債の認識額に影響する可能性がある要因にはどのようなものがありますか。

回答: リース負債の測定は、判断に依存する程度が高くなり、以下のような異なる条件に影響を受けます。

- 条件付賃料/変動賃料、更新オプション、および/または、購入オプション、ならびに契約のもとで受け取ったサービス — これらはすべてリース負債の測定に影響を与える可能性があります。市場の変動性を考慮した場合、借手は当初とその後の各報告日に更新オプションおよび/または購入オプションを行使することが合理的に確実かどうかを判定する必要性を生じる可能性があるため、リース負債の算定は困難を伴う可能性があります。さらに、リース料が固定されている可能性、指数に連動する可能性、業績に連動する可能性、または最低保証対価を含んでいる可能性があります。IFRS第16号では、リース負債の測定には、固定支払、指数または率に連動する支払および、実質的には固定支払である変動支払のみを含めます。
- リース料は、リースの計算利率を用いて、割引かなければなりません。また、計算利率を容易に決定できない場合は常に、リースの条件を反映させるために調整した借手の追加借入利率を用いなければなりません。
- また、リースのキャッシュ・フローが変動する場合は常に、リース負債の再測定を行わなければなりません。用船料が指数に連動している場合には、用船料率の変動性により、再測定が困難になる可能性があります。再測定は、使用権資産に関連する調整を行うことが要求され、状況に応じては、損益計算書に影響を与える可能性があります。さらに、リース負債および使用権資産を借手の機能通貨に換算する際(該当する場合)に発生する為替差損益によって損益計算書の変動性は、生じる場合があります。

**質問:** 海運業のどのような企業が最も影響を受ける可能性がありますか。

**回答:**

- 新たな基準から最も重大な影響を受けるのは借手であるため、船腹で稼働している全種類の船舶の用船主がその財務報告に最も重大な影響を受ける可能性があります。
- 船舶の所有のみに関与している企業は、実際には貸手であり、新基準による財務報告では最低限の影響しか受けない可能性があります。
- ただし、企業は、こういった契約の新たな会計上の取扱いが財務業績や会計上の測定値に及ぼす影響を管理しようとするため、当基準による用船主への影響は、ある特定種類の用船契約に対する用船主の行動を変えてしまう可能性があります。

**質問:** 主要な会計指標への影響はどのようなものがありますか。

**回答:** 借手における新たな会計上の取扱いは、投資家が注視している一連の主要な指標に対してただちに影響を与えます。これには以下が含まれます。

- 純負債およびギアリング (増加:リース負債が純負債に含まれるため)
- 純資産 (減少: 使用権資産が定額法で償却されるのに対し、リース負債は巻き戻しの影響によりリース期間の前半ではより緩やかに減少するため)
- EBITDA (増加:リース料が、利息費用および減価償却費に置き換わるため)

**質問:** 事業への広範な潜在的影響としてはどのようなものがありますか。

**回答:** 新たな会計上の取扱いは、多くの領域に影響を与える可能性があります。

- 負債の財務制限条項 — 財務制限条項の再交渉が必要となる可能性があります。
- 株式に基づく報酬 — 業績条件の再交渉が必要となる可能性があります。
- 配当政策 — 損益のパターンの変化により、配当を行う能力に影響する可能性があります。
- リースの交渉 — 会計処理は商業的な交渉に影響する主要因ではないはずですが、市場の行動が、リース負債を最小化するために、より短いリース期間またはその他の条件変更を 선호する方向に変化する可能性があります。このため貸手にも影響があります。
- 将来の取引 — 成長、合併買収、リースか買い取りかの選択肢に資金を供給するために、借換えまたは資金調達を行う等の決定が影響を受けると見込まれます。さらに、予定している資本市場取引について、過去の情報の表示に関する特定の法規制上の要求事項も考慮しなければなりません。

**質問:** 考慮すべきその他の財務報告上の論点はありますか。

**回答:** 借手について、その他の論点には以下が含まれます。

- IFRS第16号およびIFRS第15号の適用 — 2018年および2019年において非リース構成部分に関連する会計上の取扱いが異なることを避けるためには、IFRS第16号とIFRS第15号の同時適用を検討しなければなりません。
- 経過措置 — 企業は、移行を容易にするために、完全遡及適用ではなく、使用権資産およびリース負債の測定に関する特定の救済措置を含む、比較情報を要求しない「単純化アプローチ」を選択することができます。また企業は、契約に新たなガイダンスに基づきリースが含まれているか否かを判定するための既存の契約の見直しを要求されません。
- 使用権資産の減損 — 借手は、IAS第36号に従って使用権資産の減損の有無を判定する際、困難に直面する可能性があります。
- 開示に関する要求事項 — IFRS第16号は、定性的開示および定量的開示の両面において、より広範な開示を要求しています。
- US GAAPとIFRSのコンバージェンスの欠如 — IASBとFASBは基準のコンバージェンスを達していないため、依然としてさまざまな企業が公表した財務情報を比較することができません。
- 転リース — IFRS第16号は、現在、使用権資産を参照して転リースを評価することを貸手に要求しており、転リースはファイナンス・リースとして分類される可能性が高くなっています。転リースの貸手は、貸借対照表に資産を認識しなければなりません。すなわち、原リースについて使用権リース(転リースがオペレーティング・リースとして分類されている場合)、または転リースについてリース債権(転リースがファイナンス・リースとして分類されている場合)として認識します。

ファイナンス・リースになる転リースについて、中間の貸手は、(原リースからの)残りのリース負債と(転リースからの)リース債権の相殺を認められていません。原リースおよび同じ原資産の転リースに関連するリース収益およびリース費用についても同様です。

これは、用船を又貸している、用船業のすべての企業に影響します。

**質問:** リースを登録して管理するための、完全に新しいシステムの開発が必要となりますか。

**回答:** 現在、オペレーティング・リースの借手の多くは、管理をスプレッドシート上で、または買掛金システムによって行っています。今後は、リース期間や指数に応じて決まるリース料を事後的に見直すために必要な情報を得るため、より幅広いデータ収集が必要となります。借手は、新基準に準拠するために、情報システム、プロセスおよび内部統制の変更が必要となる可能性があります。

**質問:** 変更された基準に対応および準拠するための取り組みは、いつどのように始める必要がありますか。

**回答:** 借手は、長い準備期間が利用可能であることを、有効に活用すべきです。人員、事業運営およびプロセス、システム、データ、ガバナンスおよび方針についての初期評価から始めることが有効です。

**質問:** 会計部門以外の部門に影響はありますか。

**回答:** 税務部門では、繰越欠損金にどのような影響があるかを評価する必要があります。人事部門では、報酬の測定基準および方針に影響があるかどうかを検討すべきです。通常、IFRS第16号への移行および適用には、部門間協力と企業内のコミュニケーションが求められます。財務部門、法務部門、およびIT部門などの他の部門も、整備プロセスに参加する必要があるでしょう。